新型コロナウイルス感染拡大に伴う支援措置



■事業者向け

申請期間を延長しました!

●店舗等の家賃を支援します

大分市内の店舗等の家賃の一部を支給します。

- · 対象条件:
- ① 3年1月31日以前から店舗等において事業を営ん でいること
- ② 2年11月~3年2月のいずれかの月の売上が対前 年同月比で50%以上減少している店舗等
- ③中小企業者、小規模事業者、個人事業主(フリーラ ンスを含む)
- ④ 市内に賃貸借契約等による店舗等があること
- ・支給額:市内にある店舗等にかかる月額家賃相当額 の5分の4で算出された額の3倍(上限24万円) ※家賃、共益費、駐車場費等
- ·申請期間:~5月31日(月)

問 コールセンター ☎0120-933-037

午前8時30分~午後5時15分(土・日曜日、祝日を除く)

●中小企業者・小規模事業者等へ 利子補給を行います

「大分県新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金| を利用した者で、セーフティーネット保証4・5号、危機 関連保証の認定を受けた事業者に対して、運転資金(上 限3,000万円)にかかる利子額を補給します。

問 創業経営支援課 ☎585-6029

■個人向け

● 市営住宅の家賃を減額します

市営住宅等の入居者で、新型コロナウイルス感染症の 影響により収入が著しく減少した人に対し、減免基準 に基づき家賃を減額します。

●市営住宅を提供します

新型コロナウイルス感染症の影響で収入が激減し、住 宅の確保が困難となった人に対し、一時的に使用でき る市営住宅を提供します。

●市営住宅の入居要件を緩和しています

市営住宅に入居するには市税の完納が要件ですが、新 型コロナウイルス感染症の影響により地方税の徴収猶 予を受けている人は例外として入居できます。

問 住宅課 ☎537-5977

○ この他にも、各種支援があります。詳しくは、

市ホームページ 「新型コロナウイルス感染症特設ページ」▶

市ホームページをご覧ください。

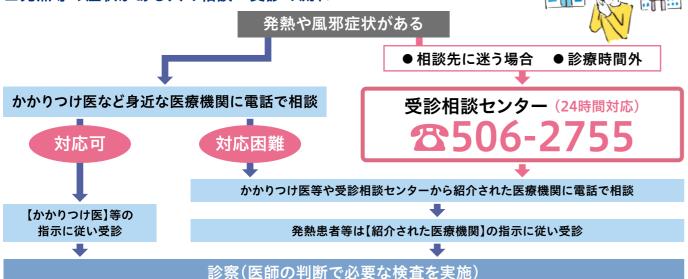
発熱等の症状があるときの受診方法

- 1 発熱や風邪の症状等がある場合には、まずは 「かかりつけ医など身近な医療機関 | に電話で 相談し、医療機関の指示に従って受診してくだ さい。
- 2 どこの医療機関に相談するか迷う場合や診療 時間外には、

「受診相談センター(☎506-2755)」

に相談してください。

■発熱等の症状がある人の相談・受診の流れ



問 保健所保健予防課 ☎536-2851



大分市内の新型コロナウイルス感染症発生動向(3年3月末時点)



(統計資料:大分市保健所)

問 大分市保健所 ☎536-2222

つ気持ちを持って、感染拡大防止対策の ・させない た新型コロ خ

3 市報おおいた R3.5.1 市報おおいた R3.5.1 2